

世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業者の指定等に関する要綱

平成 28 年 3 月 31 日 27 世介保第 1395 号

改正

平成 31 年 3 月 15 日 30 世介保第 1812 号

令和 3 年 2 月 24 日 2 世介保第 1502 号

令和 5 年 8 月 8 日 5 世介保第 1446 号

令和 6 年 4 月 1 日 6 世介保第 1239 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定（以下「指定」という。）について、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、事業開始予定日の前々月の末日までに、令和 5 年厚生労働省告示第 331 号（以下「厚生労働省告示」という。）に規定する別紙様式第三号（四）により行わせるものとする。

2 世田谷区長（以下「区長」という。）は、前項の申請があったときは、施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号又は第 2 号に該当するものとして別に定める基準を満たしているか否かを審査し、指定の可否を決定し、その旨を世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定通知書（第 1 号様式）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に、当該指定に係る通知書に記載された事項を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示させるものとする。

(指定の有効期間)

第 4 条 令和 12 年 3 月 31 日までの間に指定を受けた場合、施行規則第 140 条の 63 の 7 の期間の始期は指定を受けた日とし、終期は令和 12 年 3 月 31 日とする。

(変更の届出等)

第5条 施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき（事業を休止している場合を除く）は、指定事業者に厚生労働省告示に規定する別紙様式第三号（一）により変更の届出をさせるものとする。

2 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは厚生労働省告示に規定する別紙様式第三号（三）により廃止又は休止の届出を、休止した当該事業を再開したときは厚生労働省告示に規定する別紙様式第三号（二）により休止した事業の再開の届出をさせるものとする。

3 第1項の変更の届出の期限は当該変更のあった日の10日後、前項の廃止又は休止の届出の期限は廃止し、又は休止しようとする日の1箇月前、休止した事業の再開の届出の期限は再開した日の10日後とする。

4 指定事業者が第2項の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出日の前1月以内に法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、他の指定第一号事業者（指定事業者であって、法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供をさせるものとする。

(指定の更新)

第6条 法第115条の45の6の規定による更新の申請は、別に定める期限までに厚生労働省告示に規定する別紙様式第三号（五）により行わせるものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、別に定める基準を満たしているか否かを審査し、指定の更新の可否を決定し、その旨を世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定更新通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

3 第3条3項の規定は、指定の更新について準用する。

(更新後の指定の有効期間)

第7条 更新を受けた後の指定の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算して6年間とする。

(指定の取消し)

第8条 区長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、指定第一号事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定第一号事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するものとする。

(1) 指定第一号事業者が、法第115条の45の9に該当する場合

(2) 指定第一号事業者が、区の指定を受けた指定第一号事業と同一の事業所において一体的に運営される指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の各事業の指定権者による指定の取消しを受けた場合

2 区長は、前項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者取消・停止通知書(第3号様式)により、当該指定第一号事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供等)

第9条 区長は、第3条から前条までの規定による指定等をしたときは、東京都、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、施行規則第140条の63の5第1項第1号から第3号まで及び第7号に規定する事項その他区長が必要と認める事項を提供することができる。

2 区長は、第3条から前条までの規定による指定等をしたときは、事業所情報を公表することができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日30世介保第1812号)

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

附 則(令和3年2月24日2世介保第1502号)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和5年8月8日5世介保第1446号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日6世介保第1239号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。